

東濃圏域地域生活支援拠点「緊急時の受入れ・対応」事業の設立・運用について

令和4年4月1日から、東濃圏域地域生活支援拠点（以下「地域生活支援拠点」という。）「緊急時の受入れ・対応」事業を設立・運用するにあたり、パブリック・コメントを行います。

※本事業は多治見、土岐、瑞浪、恵那、中津川の東濃5市（圏域）で実施するものです。

■これまでの経緯・理由等

（1）地域生活支援拠点は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚労省告示第116号）に基づき、障がいの重度化・高齢化や親亡き後を見据えて居住支援のためのサービス提供体制（5つの機能）を地域の実情に応じて整備するものです。

《5つの機能》

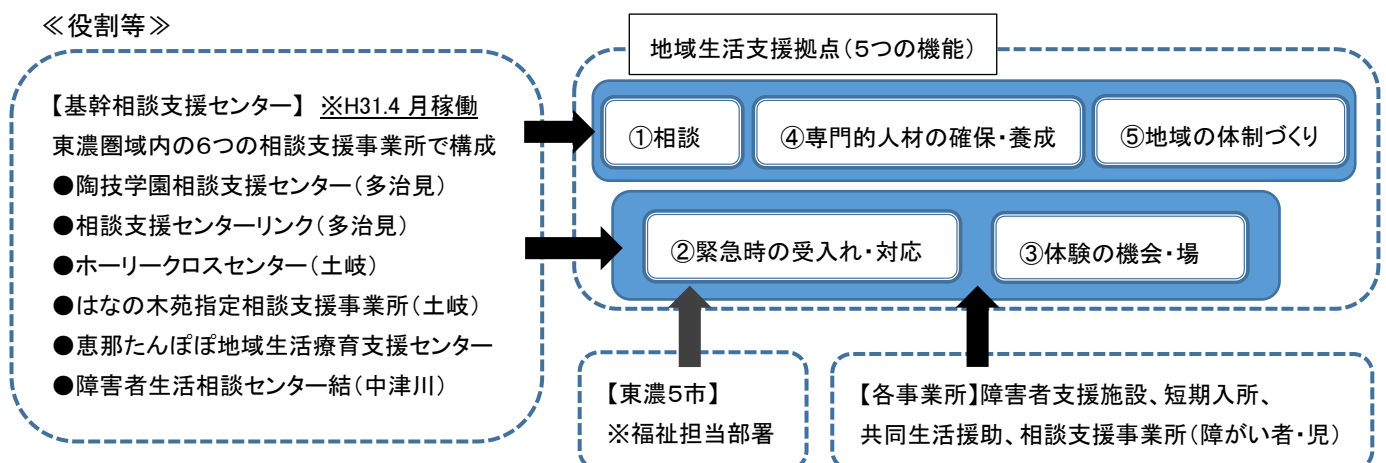
機能	内容
①相談	基幹相談支援センターによるコーディネーターを配置し、緊急事態に必要な支援を行うもの
②緊急時の受入れ・対応	介護者の急病等による緊急時の受入れ等、必要な対応を行うもの
③体験の機会・場	地域移行支援や自立に当たり、一人暮らしの体験の機会・場を提供するもの
④専門的人材の確保・養成	行動障害を有する者等に対し専門的な対応ができる人材を養成するもの
⑤地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保等を行うもの

（2）多治見市第5期障害福祉計画（計画期間：平成30年度～32年度）では、令和2年度までに東濃圏域で地域生活支援拠点（5つの機能を有するもの）を1箇所整備することとしていましたが、コロナ禍により各種協議の実施が困難となったことから、第6期障害福祉計画（計画期間：令和3年度～5年度）に引継ぎ、令和5年度末までの設置・運用を目標としました。

（3）地域生活拠点の5つの機能のうち、「①相談」、「④専門的人材の確保・養成」、「⑤地域の体制づくり」は平成31年4月に東濃5市で設置した東濃基幹相談支援センター（※1）が担っているため、「②緊急時の受入れ・対応」、「③体験の機会・場」について検討を開始。機能設置に当たっては、より実効性の高いものとするため、東濃5市の担当者と基幹相談支援センターによる運営会議（毎月1回開催）等を経て制度設計を行い、令和4年4月から「②緊急時の受入れ・対応」事業を開始することとしました。

※1：東濃5市の相談支援の中核的な役割を担う機関。5市の共同運営であり全6事業所（本市では陶技学園相談支援センター、相談支援センターリンクの2事業所）が参画しています

《役割等》



【参考】「緊急時の受入れ・対応」事業検討経緯

平成 29 年度	具体的な協議開始。5市の連携により平成 31 年度の稼働を目指して基幹相談支援センターを整備し、相談機能を強化した上で令和 2 年度末までに面的整備型での地域生活支援拠点等を整備することで合意。 ●東濃 5 市係長会議協議、東濃 5 市課長会議にて経過報告・方向性確認
平成 30 年度	基幹相談支援センター稼働準備完了。基幹相談支援センターを中心に地域ネットワークの強化を図り、地域生活支援拠点等整備に向け、東濃全体の支援力を高めるための協働意識の醸成を目指すことで合意。 ●東濃 5 市係長会議協議 ●事業所所在市による運営受託予定相談支援事業所への説明（5 月及び 2 月）
令和元年度	4 月に東濃基幹相談支援センターが稼働。その運営会議にて東濃圏域における地域生活支援拠点等の在り方について協議。 ●基幹相談支援センター運営会議（毎月 1 回実施）
令和 2 年度	コロナ禍での協議遅延に伴い、地域生活支援拠点等の整備目標時期を令和 3 年度末までに延期。公平性・実効性・継続性のある分かりやすい制度設計、サービス提供事業者の主体性、協働意識の醸成を目指し、情報共有・合意形成を図りながら丁寧に進めることを 5 市で合意。 ●基幹相談支援センター運営会議（毎月 1 回開催）※コロナ禍で 3 回中止 ●事業所説明会（11～12 月：3 会場で開催） ●県協議（2 月） ●事業所への質疑回答・整備目標延期通知・ロードマップ提示（3 月）
令和 3 年度	●基幹相談支援センター運営会議（毎月 1 回：継続実施中） ●第 1 回事業所協議（7 月 19 日～21 日：3 会場で開催） ●「事業実施の手引き（マニュアル）」を作成し事業所へ意見照会（1 月：意見なし） ●事業要綱案の検討・協議（2 月：5 市共通での要綱設置を確認し要綱案を作成）

■事業の概要

(1) 整備体制

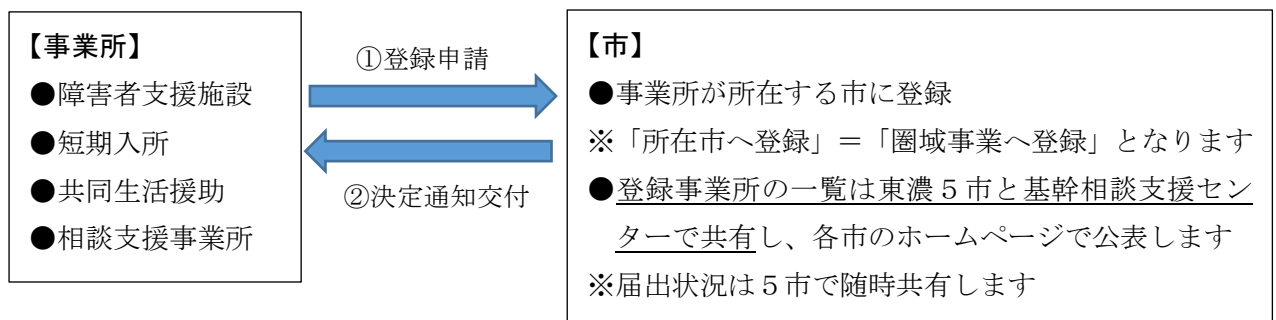
東濃圏域では面的整備型（地域における複数の機関が分担して機能を担うもの）を採用します。

【ポイント】施設を新たに設けずに、既存の社会資源を活用して対応する仕組みを作るものです

(2) 「緊急時の受入れ・対応」事業の仕組み

ア 事業所の登録

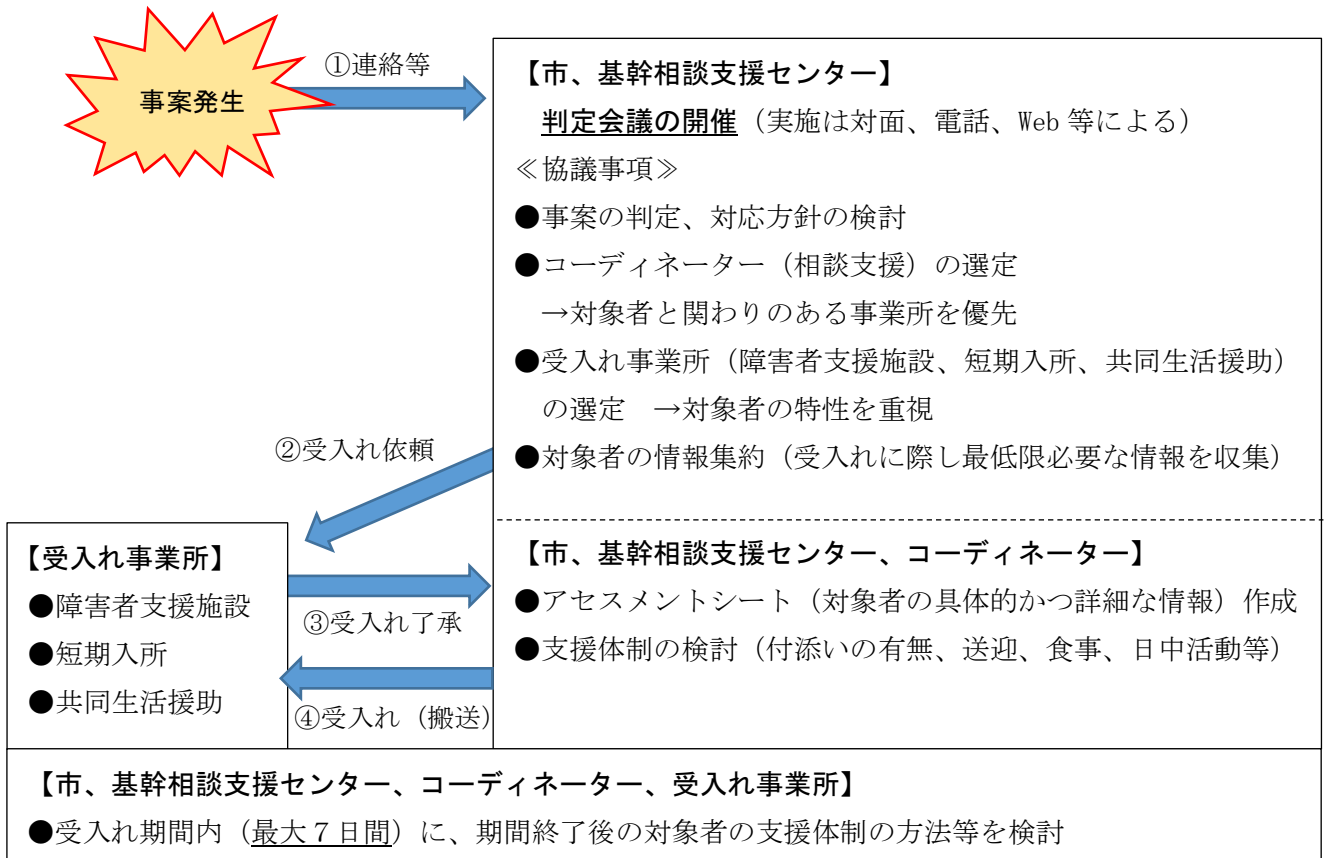
対象となる事業所（障害者支援施設、短期入所、共同生活援助、相談支援）のうち、登録を希望する事業所がその所在市へ登録申請を行います。申請を受けた市は審査後、登録決定通知を事業所に交付、登録した事業所は「拠点事業所」として障害者支援施設、短期入所、共同生活援助は「受入れ先としての機能」、相談支援は「コーディネーターとしての機能」を担います。



イ 受入れ・対応

緊急事案の通報を受けて、市及び基幹相談支援センターが速やかに判定会議を開催します。事案の判定と対応方針を協議後、対象者の情報集約、コーディネーターや受入れ事業所の選定を実施します。

【ポイント】対象者の特性（障がい区分、程度等）に合った受入れ先を選定します。



【参考】市内対象事業所一覧（全 22 事業所）

市に登録後、受入れ先やコーディネーターとしての機能を担います。

事業所名	対象				サービス区分			
	身	知	精	児 難	施設入所	短期入所	共同生活援助	相談支援
指定障害者支援施設第一陶技学園		●		●	◎	◎		
指定障害者支援施設第二陶技学園		●		●	◎	◎		
共同生活とうぎ		●					◎	
みんなの手ショートステイ	●	●	●	●		◎		
CSポート	●	●	●	●		◎		
はだしの家	●	●				◎		
GiOhome	●	●	●	●		◎		
さんらいずショートステイ	●	●	●	●		◎		
グループホームさんらいず	●	●	●	●			◎	
恵	●	●	●	●		◎		
和	●	●	●	●			◎	
同朋会東濃ケアホーム		●					◎	
こだまのいえIP北丘	●	●	●	●			◎	
優が丘ホーム		●					◎	
共同生活ラップ	●	●	●	●			◎	
陶技学園相談支援センター	●	●	●	●				◎
相談支援センターリンク	●	●	●	●				◎
CSロープ	●	●	●	●				◎
社協たじみ障がい者相談支援センター	●	●	●	●				◎
相談支援事業所ウイズ	●	●	●	●				◎
相談支援センターミライク(休止中)	●	●	●	●				◎
相談支援センターアリス	●	●	●	●				◎

受入れ先としての機能を担います

コーディネーターとしての機能を担います

ウ 報酬

拠点事業所に対する報酬としては、次の2つがあります。

① 報酬告示（法令等）に基づく報酬

岐阜県国民健康保険団体連合会へ直接請求するもので、利用施設別のサービス費や地域生活支援拠点事業に伴う各種加算などがあります。

② 独自報酬

対象者の援護自治体へ直接請求するものです。この独自報酬の単価は、事業所の種別によって報酬総額に乖離が生じないように配慮し設定しています（東濃5市統一単価です）。

【独自報酬一覧表】

請求者	内容	単価
相談支援事業所	緊急時コーディネート加算 【算定対象とするもの】 ・月4回を超えて短期入所をコーディネートした場合 ※月4回までは報酬告示に基づく報酬（各種加算）に該当 ・共同生活援助での受入れ、新規利用者をコーディネートした場合	1事案につき 7,000円
付添者	緊急時付添加算	1日につき 10,000円
受入れ事業所	緊急時受入加算	1日につき 10,000円
	日中対応加算（共同生活援助のみを行っている事業所に限る） 【算定対象と <u>ならないもの</u> 】 ・他の事業（日中一時支援、生活介護、B型など）を利用して日中対応を行った場合、日中サービス支援型共同生活援助での受入れ	1日につき 5,400円
送迎者	送迎加算（受入れ先や日中対応場所への送迎） 【算定対象と <u>ならないもの</u> 】 報酬告示請求に該当するもの、片道概ね1km圏内の移動	片道1回につき 1,860円

【報酬の例】共同生活援助事業所（非日中サービス支援型）における1泊2日での受入れ

①報酬告示分	共同生活援助サービス費（Ⅱ）	@ 4,210円×2日= 8,420円	報酬の合計 <u>39,220円</u>
②独自報酬分	緊急受入加算	@10,000円×2日=20,000円	
	日中対応加算	@ 5,400円×2日=10,800円	

■予算措置

令和4年度当初予算に計上（3-1-11-20 地域生活支援拠点等関係事業費 783千円）しています。

■その他

- （1）東濃5市共通の「（仮称）東濃圏域地域生活支援拠点事業実施要綱」、「（仮称）東濃圏域地域生活支援拠点緊急時対応事業実施要綱」を制定します（令和4年3月施行予定）。
- （2）令和4年3月中に事業所登録申請を受け付け、4月から事業の運用を開始します。